

四日市市 安全なまちづくり 基本計画 [概要版]

2022年度～2026年度

みんなで
取り組み、
地域の安全力を
高めよう



◆ 安全なまちづくり基本計画とは？

この計画は、「四日市市安全なまちづくり条例」に基づき、地域の安全に関する施策の総合的、計画的な推進を図ることを目的として策定しました。

四日市市総合計画(2020～2029)

四日市市
安全なまちづくり条例

四日市市安全なまちづくり基本計画

市民協働の考え方を踏まえ、このリーフレット内面の「**目指す安全なまちの姿**」や「**成果指標**」を市民、事業者、地域・団体、行政で共有し、それらの「**各主体の役割**」を示すことで、協働による基本理念等の実現を目指します。

◆ 基本理念と基本方針

安全なまちづくりに向けては、活動を継続的に実施していくことが重要であり、特に地域住民による活動については、みんなで参加・協力し、無理なく可能なことから取り組む姿勢と、さまざまな取組を通じ「みんなで地域の安全施策を展開していこう」という意識の醸成を図ることが大切です。

このため、市民協働の考え方を踏まえ、安全なまちづくりに携わるすべての主体が共有する理念として、
「みんなで取り組み、地域の安全力を高めよう」をこの計画の基本理念とします。

この基本理念のもと、安全なまちづくりに向けた取組を進めるための4つの基本方針を掲げます。

基本
方針
1

市民が自らの安全を確保するために必要な措置を講じることができるよう、市民一人ひとりの防犯意識づくりを進めます。

基本
方針
2

相互扶助の精神に基づく地域の連帯意識の中で犯罪の発生を未然に防ぐことができるよう、防犯力の高い地域社会づくりを進めます。

基本
方針
3

犯罪の防止を目的とした環境整備などを進めることにより、犯罪が起きにくいまちづくりを進めます。

基本
方針
4

市民の交通安全意識を高めるとともに、事故の防止を目的とした環境整備などを進めることにより、交通事故のないまちづくりを進めます。

◆ 取組の方向性



基本方針1 市民一人ひとりの防犯意識づくり

目指す安全なまちの姿

市民一人ひとりが自らを守る意識を持つことによって、自分自身とともに子どもなど弱い立場の人が守られる安全なまちを目指します。

各主体の役割	市民	◆ 自分にはどんな防犯活動ができるかを意識し、身近なできることから取り組みましょう。
	事業者	◆ 地域の一員として、従業員等の防犯意識を高めるとともに、防犯活動に協力する担い手を育てましょう。
	地域・団体	◆ 地域防犯協議会、防犯協会などが中心となり、自治会やPTA、育成会、ボランティア団体なども協力して、子どもを含めた地域住民の防犯意識を高めるための取組を進めましょう。
	行政	◆ 市民一人ひとりの防犯行動につながる意識付けを進めつつ、市民、事業者、地域・団体の行動を支援するための正確で迅速な情報提供に努めます。

指標名	現状値(令2)	目標値(令8)
安全に関する情報が得られていると思う割合※ (%)	61.2	68.9

基本方針2 防犯力の高い地域社会づくり

目指す安全なまちの姿

地域の連帯意識を高めることによって、犯罪の発生を未然に防ぐ安全なまちを目指します。



各主体の役割	市民	◆ まずは自分自身や家族を守り、また近隣同士でお互いに声を掛け合い、犯罪を未然に防ぎましょう。 ◆ さらにその上で、自主防犯団体をはじめとする防犯ボランティアなどとして積極的に地域活動に参加しましょう。
	事業者	◆ 地域における防犯活動などに積極的に参加するとともに、事業活動の中での「ながら防犯」など、地域に目を向けることで犯罪を防ぎましょう。
	地域・団体	◆ 家庭、学校、地域、事業者、関係団体等の連携体制を強化し、特に犯罪被害に遭いやすい子ども、女性、高齢者等をはじめとした地域住民を守りましょう。 ◆ 地域のつながりを保ち、「みんなでみんなのまちを守ろう」という意識を共有しながら、地域の実情に合わせた防犯活動を進めましょう。
	行政	◆ 地域の連帯を強化し、地域ぐるみでの防犯活動を支援するため、相互の連携を強化するためのコーディネートを担うとともに、それぞれの活動に対する支援を行います。 ◆ 相談・支援機能の充実を図ることにより、犯罪被害者など、支援の必要な人を支えます。

指標名	現状値(令2)	目標値(令8)
地域の治安が良くなつたと感じる割合※ (%)	69.0	73.2

※防犯団体や交通安全関係団体等に対し実施するアンケートによる

基本方針3 犯罪が起きにくいまちづくり

目指す安全なまちの姿

まちを明るくし、犯罪の芽を摘むことによって、
犯罪が起きにくい安全なまちを目指します。



各主体の役割

成果指標

市民	◆自宅の鍵掛けや門灯の終夜点灯、車上ねらいの防止など、市民一人ひとりができる取組を行うことで、犯罪を未然に防ぎましょう。
事業者	◆店舗、営業所、工場等での防犯対策など、各事業所での取組を進めるとともに、特に高齢者等にサービスを提供する事業者や金融機関、コンビニエンスストアなどは特殊詐欺等の注意喚起を行うことにより、犯罪を未然に防ぎましょう。
地域・団体	◆地域での防犯活動と合わせて、防犯外灯や防犯カメラ等を効果的に活用し、地域での犯罪抑止力を高めましょう。
行政	◆市民が安心して学校をはじめとする施設等を利用できるよう、公共施設等の防犯環境を向上させます。 ◆市民が安心して生活でき、事業者が安心して企業活動を行えるよう、法律や条例に基づく禁止行為への指導等を徹底します。

指標名	現状値(令2)	目標値(令8)
刑法犯認知件数 (件)	1,674	1,460

基本方針4 交通事故のないまちづくり

目指す安全なまちの姿

運転者は歩行者等を思いやる運転をし、歩行者は自分の身を守る行動をすることによって、交通事故のない安全なまちを目指します。



各主体の役割

成果指標

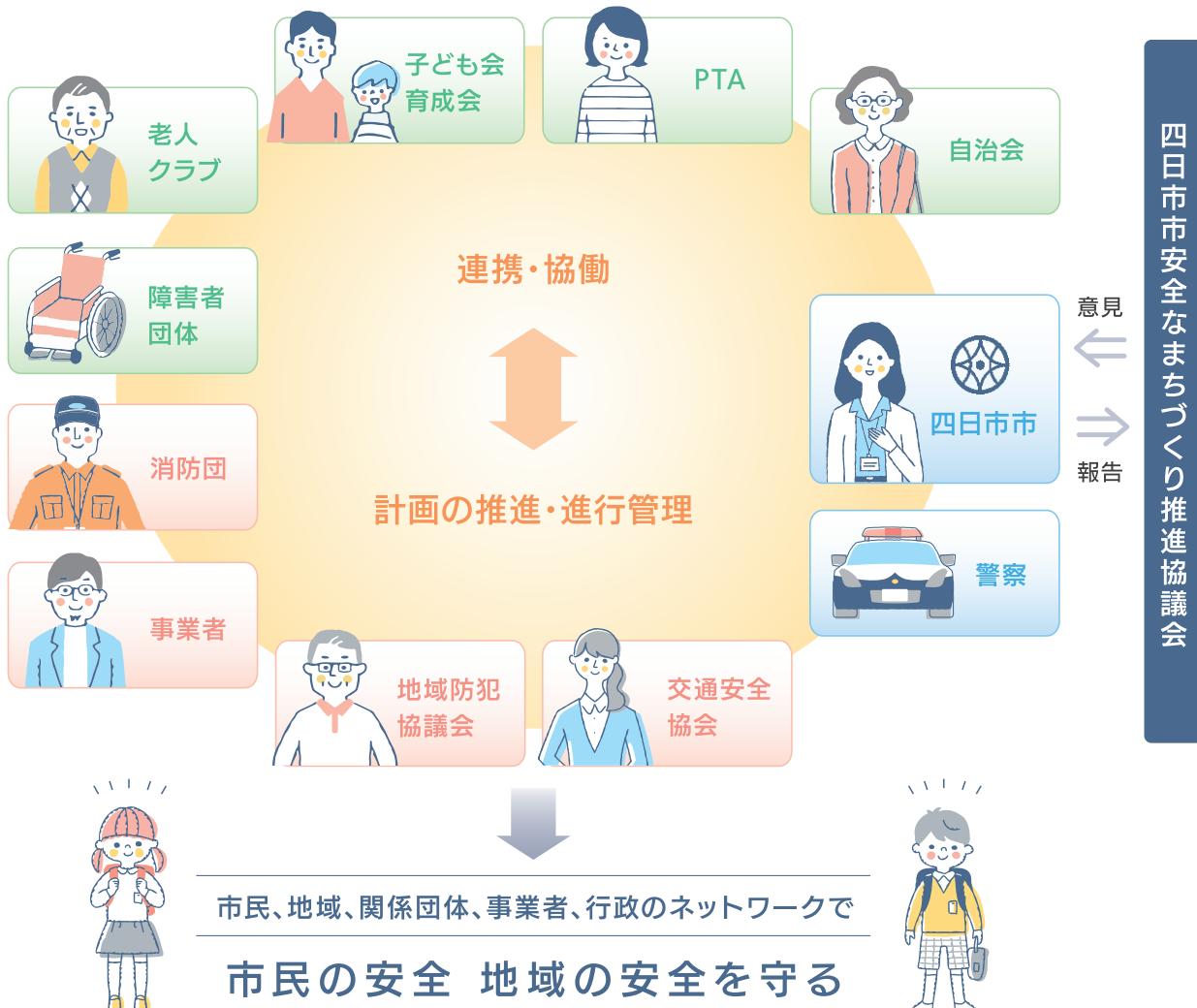
市民	◆自動車や自転車等を運転する際には、ルールの遵守はもとより、ゆとりを持ち、歩行者や他の運転者に思いやりの心を持って運転するなどマナーアップに努め、特に高齢者等の交通弱者に配慮し、交通事故をなくしましょう。 ◆歩行者は、夜間等において運転者の目につきやすい衣類を身につけるなど、交通事故に遭わないための行動を心掛けましょう。
事業者	◆配送業務などを担う従業員の健康管理を徹底するなど、事故防止に向けた取組を行うとともに、信号のない横断歩道での停止などに率先して取り組みましょう。
地域・団体	◆老人クラブなどの高齢者に関する団体、PTAなどの子どもに関する団体などは、高齢者や子どもが交通事故の被害者とならないように、関係機関との連携のもとで啓発活動を行いましょう。
行政	◆安全運転の徹底が図られるよう、交通ルールの遵守とマナーアップのための啓発・教育に取り組むとともに、交通の円滑化を図るために交通安全施設の充実を図ります。 ◆自動運転や自動ブレーキなど、交通安全につながる新たな技術について研究を行うなど、新しい取組を進めます。 ◆特に登下校時等における交通事故の撲滅に向けて、関係機関の連携による持続的な検証を行い、通学路等の安全を確保します。



指標名	現状値(令2)	目標値(令8)
交通事故発生件数 (件)	9,159	8,190
地域の交通安全環境が良くなったと感じる割合* (%)	57.3	65.6

◆ 計画の推進体制

計画に掲げた取組を効果的に推進するため、「四日市市安全なまちづくり推進協議会」を定期的に開催し、情報交換を行うことで意識や課題認識を共有します。また、そのネットワークを通じて必要な連携体制を構築し、それぞれの団体における効果的な活動につなげます。



各主体のみなさんがそれぞれの特性を生かして
連携、行動することによって、犯罪や交通事故の
総合的な防止・抑止効果である「**安全力**」が高まります。



四日市市安全なまちづくり基本計画【概要版】

2022年度～2026年度

発行 四日市市

発行年月 | 2022年(令和4年)3月

編集 四日市市 市民協働安全課

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号 TEL:059-354-8179 FAX:059-354-8316
E-mail:shiminkyoudouanzen@city.yokkaichi.mie.jp